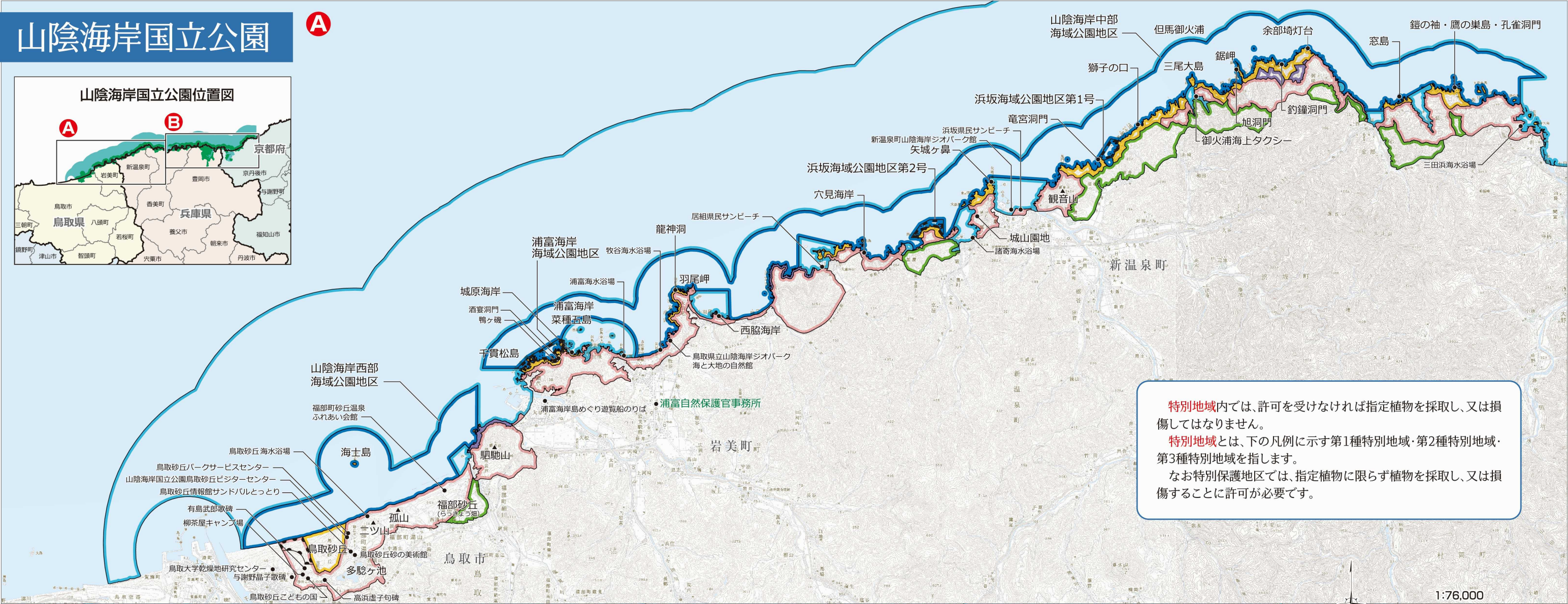
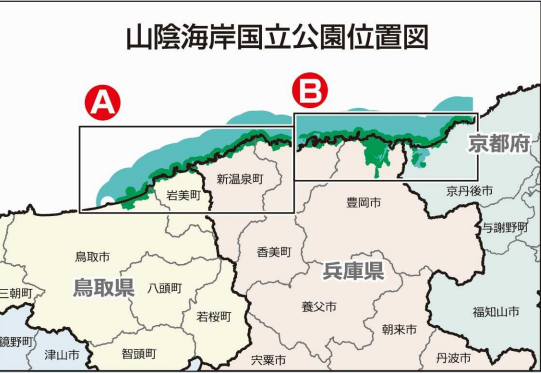


山陰海岸国立公園

A



特別地域内では、許可を受けなければ指定植物を採取し、又は損傷してはなりません。
特別地域とは、下の凡例に示す第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域を指します。
なお特別保護地区では、指定植物に限らず植物を採取し、又は損傷することに許可が必要です。

B



凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	海域公園地区
	普通地域
	車馬乗入れ規制地区
	採捕規制区域

【地種区分とは】 国立公園は、景観や風致を維持するために次のような区域に細分されます。		
区 分	特 徴	規 制
特 別 保 護 地 区	特に優れた自然環境または原始状態を保存している地域	特別地域の規制に加えて動植物(落葉落枝含む)や小石等の採取等を行う際に許可が必要
特別地域	第1種特別地域 現在の景観を極力維持する地域	指定された動植物の採捕や建物等をつくる時や土地の形状変更する際に許可が必要
第2種特別地域	農林漁業活動について務めて調整する地域	
第3種特別地域	通常の農林漁業活動は容認する地域	
海 域 公 園 地 区	海域の景観を維持する地域	指定された動植物の採捕や海底の形状を変更する際に許可が必要
普 通 地 域	風景の維持を図る地域	一定規模以上の建物等をつくる際や土地の形状変更する際に届出が必要
車馬乗入れ規制地区	優れた自然環境の保全を図るため、自然性の高い地域における自動車、バイク、スノーモービル、自転車、荷車、馬などの乗り入れを特に規制している地域	自動車、バイク、スノーモービル、自転車、荷車、馬などの乗り入れをする際に許可が必要 (特別保護地区も同様)
採 捕 規 制 区 域	海域景観を構成する主要な動植物等を対象に指定した指定動植物の採取、捕獲等を規制する区域	指定された動植物の採取、捕獲等をする際に許可が必要

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25情複、第959号)この地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。